

愛媛県総合運動公園に係る指定管理者候補者の選定結果について

令和5年11月10日
都市整備課

愛媛県総合運動公園について、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間の指定管理者候補者を選定したのでお知らせします。

なお、今回選定した団体については、令和5年12月定例県議会での指定の議決を経た上で、指定管理者に指定する予定です。

1 選定団体

TOBEMORI SEEDS

(所在地：松山市六軒家町2番19号)

2 募集の概要

- (1) 募集要項の配布 令和5年8月1日（火）配布開始
- (2) 申請書の受付 令和5年9月22日（金）～9月29日（金）
- (3) 応募の状況（申請者名、申請順）
 - ・公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団
 - ・TOBEMORI SEEDS(構成団体) 一般社団法人 e.n（新規）、ニンジニアネットワーク株式会社、協和道路株式会社、学校法人河原学園、株式会社愛媛新聞社

3 審査の状況

(1) 審査会の設置

候補者の選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する「愛媛県総合運動公園指定管理者候補選定審査会」を設置して審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告した。

<審査会委員>

氏名	役職	備考
檀 裕也	松山大学経営学部教授	会長
甲斐 朋香	松山大学法学部准教授	副会長
片岡 由香	愛媛大学社会共創学部講師	
曾我部 公代	愛媛県スポーツ推進委員協議会副会長	
河内 裕子	税理士	
神原 浩司	愛媛県土木部土木管理局長	

(2) 審査会開催状況

- 開催日時 令和5年10月19日（木） 15:00～17:40
出席委員数 6名
内容
 - ・会長、副会長選出
 - ・審査方法等の確認
 - ・第1次審査（書類審査）
 - ・第2次審査（面接審査）
 - ・審査結果まとめ

(3) 選定基準等

(ア) 選定基準

- ・ 愛媛県総合運動公園の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。
- ・ 施設設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成できると認められるものであること。

(イ) 審査内容

選定基準	審査項目	配点
1 管理公園の適正かつ確実な管理を行うことができること	事業計画の内容が現実的かつ具体的なものであり、安定的な運営ができるか 関係団体等との連携が図られる計画となっているか	15
	安全管理のための対策がとられているか 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	15
	施設の利用を促進させる方策等が計画されているか 利便性の高い施設となる事業計画であるか、利用者の要望等に柔軟に対応できるか	15
2 管理公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること	支出経費の縮減が図られているか、そのための法人等の創意工夫は見られるか 収入及び入園者数の増加に向けた取組みが計画されているか	20
	自主事業の目的・内容が設置目的に合致しているか 具体的かつ現実的で集客を見込める魅力的な内容であるか	20
3 管理公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること	一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか	必須
4 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること	施設の運営管理及び自主事業を行うための組織の規模・財政基盤・実績等を有しているか 施設の運営管理を適切に行うことができる人員体制になっているか	15

(4) 審査会での審査結果及び指定管理者候補者の決定について

〔審査会の選定結果〕

審査会では、次のような理由から、TOBEMORI SEEDSを第1位(75.7点/100点満点)とした。

- ・民間企業のアイデアを活かした運営体制の強化や、新たな利用促進策の展開が期待できる。
- ・コンソーシアム構成員と連携した具体的な経費削減策が示されている。
- ・各種問合せに対する相談窓口の開設や、多様な観点を取り入れるための有識者会議の設置、利用調整会議の公開実施により、利用者間の公正性は担保される。

〔指定管理者候補者の決定〕

愛媛県では、審査会での選定結果報告を受けて、総合的に検討し判断した結果、TOBEMORI SEEDSを愛媛県総合運動公園の指定管理者候補者に決定した。